

令和2年12月1日

お客さま各位

北星信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日(木)以降に新規開設いただく普通・貯蓄預金口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設し、長期に渡りお取引のない口座の金融犯罪利用防止に向けて取組むこといたしました。

未利用口座の対象となるお客さまには、お取引状況をお知らせし、ご利用のない口座につきましてはご利用の再開をお勧めし、以降ご利用のご予定のない口座につきましては、口座の不正利用防止の観点から解約をお勧めいたします。お知らせから3か月経過後におきましてもお取引がない場合には、未利用口座に対し年間1,200円(消費税別)の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には、当該普通・貯蓄預金(未利用口座)を解約させていただくものです。

当金庫は、引続きお取引いただいておりますすべてのお客さまへのサービス維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※本手数料はあくまで令和3年4月1日(木)以降に普通・貯蓄預金口座を開設いただき、未利用の状態となった口座に対しましてご負担いただくものであり、日頃の入出金や口座振替等のお取引がございますお客さまからいただくことはございません。

### 記

#### 未利用口座管理手数料

導入基準日	令和3年4月1日(手数料徴求は令和5年4月以降)
適用口座	令和3年4月1日以降に開設された普通(総合口座・無利息型・通帳レス含む)・貯蓄預金口座
対象となる口座 (未利用口座)	最後の預入れまたは払戻し(当該普通・貯蓄預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上一度も預入れまたは払戻し等がない口座。ただし、次のいずれかに該当する口座は対象外 ①当該口座残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合 ③当該口座の名義人が未成年者の場合 ④後見制度支援預金
手数料	・未利用口座となった場合、お届けのお名前・ご住所宛に事前にご案内書面を郵送いたします。なお、本ご案内が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・事前通知後、3か月経過後もご利用がない場合は、年間1,200円(消費税別)を当該口座から引落しいたします。
口座解約	・口座残高が管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた管理手数料のご返却、および解約口座の再利用は応じ致しかねますので予めご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上